

表一1

## 令和3年度 水質検査計画

## 検査項目と検査頻度

	番号	水質基準項目	基準値	水道法に基づく検査の回数		小松島市上水道の検査計画		備考	
				基本の検査回数	水源の状況や過去の検査結果等から最小限必要な検査回数	令和2年度の検査実施回数	設定理由等		
健康に関する項目	1	一般細菌	100個/ml以下	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	12	省略不可項目	病原微生物	
	2	大腸菌	不検出	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	12			
	3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	3ヶ月に1回	3年に1回	1	過去3年間の検査結果は最大値でも基準値の1/10以下であり、原水水質が大きく変動する恐れはないが念のため年1回実施する…①	重金属・無機物質	
	4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	3ヶ月に1回	3年に1回	1			
	5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	3ヶ月に1回	3年に1回	1			
	6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	3ヶ月に1回	3年に1回	1			
	7	ひ素及びその化合物	0.01mg/l以下	3ヶ月に1回	3年に1回	1			
	8	六価クロム及びその化合物	0.02mg/l以下	3ヶ月に1回	3年に1回	1			
	9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	3ヶ月に1回	3年に1回	4			新規項目
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	4			省略不可項目
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	3ヶ月に1回	3年に1回	4	①に同じ	一般有機化学物質	
	12	ふっ素及びその化合物	0.8mg/l以下	3ヶ月に1回	3年に1回	1			
	13	ほう素及びその化合物	1.0mg/l以下	3ヶ月に1回	3年に1回	1			
	14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	3ヶ月に1回	3年に1回	1			
	15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	3ヶ月に1回	3年に1回	1			
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	3ヶ月に1回	3年に1回	1			
	17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	3ヶ月に1回	3年に1回	1			
	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	3ヶ月に1回	3年に1回	1			
	19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	3ヶ月に1回	3年に1回	1			
	20	ベンゼン	0.01mg/l以下	3ヶ月に1回	3年に1回	1			
	21	塩素酸	0.6mg/l以下	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	4	省略不可項目	消毒副生成物	
	22	クロ酢酸	0.02mg/l以下	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	4			
	23	クロホルム	0.06mg/l以下	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	4			
	24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	4			
	25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	4			
	26	臭素酸	0.01mg/l以下	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	4			
	27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	4			
	28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	4			
	29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	4			
	30	ブromホルム	0.09mg/l以下	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	4			
	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	4	①に同じ	重金属	
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	3ヶ月に1回	3年に1回	1				
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	3ヶ月に1回	3年に1回	1				
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	3ヶ月に1回	3年に1回	1				
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	3ヶ月に1回	3年に1回	1				
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	3ヶ月に1回	3年に1回	1				
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	3ヶ月に1回	3年に1回	1				
38	塩化物イオン	200mg/l以下	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	12	省略不可項目	無機物質		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	3ヶ月に1回	3年に1回	1	①に同じ			
40	蒸発残留物	500mg/l以下	3ヶ月に1回	3年に1回	1		有機物質		
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	3ヶ月に1回	3年に1回	1		ダム、湖沼等の停滞水を水源にしていないため、これらの物質を産生する藻類の発生は考えられないが念のため1回実施する	臭気原因物質	
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	藻類発生時期に1ヶ月に1回	藻類発生時期に1ヶ月に1回	1				
43	2-メチルイソホルネオール	0.00001mg/l以下	藻類発生時期に1ヶ月に1回	藻類発生時期に1ヶ月に1回	1	①に同じ	有機物質		
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	3ヶ月に1回	3年に1回	1				
45	フェノール類	0.005mg/l以下	3ヶ月に1回	3年に1回	1	省略不可項目	基礎的性状		
46	有機物質(TOC)	3mg/l以下	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	12				
47	pH	5.8以上-8.6以下	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	12				
48	味	異常でないこと	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	12				
49	臭気	異常でないこと	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	12				
50	色度	5度以下	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	12				
51	濁度	2度以下	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	12				

性状に関する項目